

平成30年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年1月30日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 10名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
3番 姫 野 康 二
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 9番 江 藤 国 子
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法の許可を要しない農地転用の報告について
② 農地法の規定による許可取消の報告について
③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議について
④ 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について
⑥ 非農地証明の審議について
⑦ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議について
⑧ 農業振興地域整備計画変更の審議について
（4）その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂
農政課 行政専門員 田中稔哉
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認
出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号7番 二ノ宮 政広 委員にお願いしたいと思っております。よろしくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法の許可を要しない農地転用について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法の許可を要しない農地転用の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法の許可を要しない農地転用について、議案朗読説明。

先月の総会で、空き家の付随農地として認めていただきたいという申請があったことで、すでに倉庫が建てられてあったということで、空き家の付随農地としては認められないということでご判断いただいていたのですが、再度確認いたしましたところ、農業用倉庫であったことがわかりましたので、届け出をしていただきました。ご了承いただきたいと思っております。

議長

議案第1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。宜しくお願いします。

日程 第2 「農地法の規定による許可取消について」

(議案第2号 1件)

議長

続きまして、日程第2 農地法の規定による許可申請の取消について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法の規定による許可取消について、議案朗読説明。

議長

議案第2号につきましても、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第3～8号 6件)

議長

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案3号から8号については、農地法3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

議案第3号につきましては、議席番号8番 安部 義浩委員さんから説明の方をお願いします。

8番 安部 義浩委員

議案3号について説明します。

申請地は、別府・向之原線の石城小学校を西側に入った所です。受人はの住所は豊饒になっておりますが、来鉢に帰っております。申請地のすぐ隣の農地を受人が持っていて、田なみが悪い為、自分の田と一緒に田をせりたいと聞いております。

それで購入したいという事です。機械等持っていますので、別に何の問題もないと思います。以上です。

議長

では、この議案3号について質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この議案3号案件承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数の為、承認致します。

続きまして、議案4号について、議席番号4番 坂本成一委員より説明をお願いします。

4番 坂本 政一委員

議案4号を説明します。

渡人は、親から農地を相続された方で、どうしても農地を荒らすと悪いと言うことで、受人に譲りたいとの届け出がありました。承諾しました。受人におきましては、自分で一生懸命野菜づくりを手掛けていますので、間違いなく管理出来ると思います。

議長

議案4号について質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、この議案4号について承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案5号について、議席番号6番 麻生俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

議案5号について説明します。

この案件は先程、議案1号の関係の報告と12月の総会にあった案件でございます。空き家に附随した農地でございますので、承認をお願いします。

議 長

議案5号について質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この議案5号について承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号ですが、議席番号4番 坂本成一委員をお願いします。

4番 坂本 成一委員

議案6号について説明します。

今現在、渡人がこの住所の番地の所に住んでいます。受人と渡人が同じ住所になっているんですが、打ち合わせに行った時は、屋久島の方に住んでいました。屋久島では、トラクターや管理機など機械を揃えて就農していたらしいです。こちらでは、機械はないけれど渡人が草刈りだけ、管理していて荒れないような状態で保全管理をしておりますので、受人が屋久島から夫婦で移ってきて、新規就農をしたり機械は屋久島にある物は、あちらで売りこちらで購入してやりたいと意気込んでおりますので、賛同お願い致します。

議 長

それでは、議案6号について質問があればお願いします。

委 員

住所は移しているのか。

事 務 局

住所については、住民票のものなので 移転している状況です。

議 長

それでは、この議案6号について承認される委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号について、議席番号10番 小野恵美子委員からお願いします。

10番 小野 恵美子委員

議案7号について説明します。

大分市に住んでいる渡人は、元々の田の持ち主の方に子供がいなかった為、田を譲られたみたいなんですけど、農業をする気がないと言う事で、豊後大野市の受人が農業をしたいと言う事で今回の申請となっています。受人は、豊後大野市でサツマイモを作っているらしく、畑はしているけれど、田がないので、稲作もやりたいとの事でした。あちらでは使っている農機具はありますが、こちらに来て購入したいと話しておりましたので許可しました。将来的には、こちらに住みたいそうです。

議 長

議案7号について質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この議案7号について承認される委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号について、議席番号3番 姫野康二委員から説明をお願いします。

3番 姫野 康二委員

議案7号と受人が同じです。芋作りが一番だけど、場所が駅裏で度々水気が多いので、芋は無理なので作物だけ変えればいいんでしょう、との事でエンドウを蒔きたいとの事です。審議をお願いします。

議 長

議案8号について質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この議案8号について承認される委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第9～10号 2件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案9号および10号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い農地になっており、第2種農地と判断され問題ないと考えます。

議 長

議案第9号ですが、説明の方を議席番号10番 小野恵美子委員からお願いします。

10番 小野 恵美子委員

始末書ですが、30から40年も無許可で、田のままで転用せずに住宅を建てておりました。今回行政書士さんを間に立て、現状に合わせることになりましたので、宜しくお願いします。

議 長

議案9号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と思われる委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議案10号ですが、議席番号9番 江藤国子委員が欠席しておりますので事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

クヌギの植林をしたいとの申請であります。全額自己資金での転用で、周りへの被害や影響もないと言う事ですので問題はないと考えます。ご審議をお願いします。

議 長

議案10号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「農用法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案11~13号 3件)

議 長

日程 第5 農用法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案11号から13号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり第3種農地と判断され問題ないと考えます。

議 長

議案11号からいきます。議席番号8番 安部義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩委員

議案11号について説明します。

字図13. 14. 15ページになっております。

申請地は県道小挾間線の由布川小学校の真裏になるんですが、現地を見たところ、周辺が

14ページを見て戴ければわかるのですが、宅地化しております。ここも宅地造成したいと言う事で、申請者の方から話がありました。審議の方、お願いします。

議 長

議案11号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案12号ですが議席番号1番の大津雄司委員から説明をお願いします。

1番 大津 雄司委員

説明します。資料は、16ページからになります。

場所は、中洲賀グラウンドの川を挟んだところで、旧道沿いであります。地目は田ですが、現状は畑として利用されており、もうすでに水利権がありません。12月の総会で同じ地主で宅地分譲造成用地が目的での5条申請がありました。今回は建売住宅用地目的で財産を処分するので、こういった申請になっております。問題ないと思います。以上です。お願いします。

議 長

それでは、議案12号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案13号ですが、議席番号3番の姫野康二委員さんから説明をお願いします。

3番 姫野 康二委員

昨年8月の総会において、単独の5条申請がありましたが、ローンの関係で、夫婦連名の申請でないといふ事で申請し直しとなった案件です。問題ないと思います。審議のほどお願いします。

議 長

議案13号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第6 「非農地証明について」

(議案14～19号 6件)

議 長

日程 第6 非農地証明について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 非農地証明について、議案朗読説明。

議案14号から19号は、農地法第2条第1項の対象にならない農地と判断され問題ないと考えます。

議 長

議案14号ですが、質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明を発行致します。

続きまして、議案15号ですが質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手あり)

5番 高田 英委員

これは、山林か原野にされるのですか。

事 務 局

今のところ、予定はないようです。

北側の農地以外の原野などに太陽光を作ろうという計画はあるようです。そのへんの事も気になったので、業者の方にも確認させてもらっています。今回、申請の畑については「太陽光の設置は一切致しません。」という話は聞いています。

5番 高田 英委員

都市計画の市の条例は、何㎡以上かかるのですか。

事 務 局

5000㎡です。

5番 高田 英委員

仮に外れてもそっちに引っかかるから、地域の方との説明会とかそういったものの必要が出てきますね。

事 務 局

説明会は1回はしているようなことを聞いております。

この農地については、説明会には含まれていません。

議 長

15号の案件、他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決致します。

この案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案16号ですが質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件 採決致します。

この案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案17号ですが質問があればお願いします。

事務局

先月の総会の時に「空き家の付随農地にさせてください。」という事が出た案件なのですが、「竹山になっているので認められない。」との事で御判断頂いた分だったのですけれど、今回、非農地証明願いの提出がありました。見てのとおり竹林になっております。

議長

今、事務局から説明がありましたが、質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この議案17号について採決致します。

この案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案18号ですが質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件 採決致します。

この案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案19号ですが質問があればお願いします。

事務局

数が多いのですが、谷になっている所やのりになっている所、山林になっている所ばかりで、とても簡単に戻せそうな所はありませんでした。

委員

これだけの面積を放置しておいて、こんなになるまで今までの農業委員さんは、何をしていたのか。何か手を入れれば、防げたのではないのか。

事務局

努力はしているが、(写真47ページ左上)牛を入れて復旧させようとした経緯はあります。復旧出来る所もありましたが、ただ手が出せない。小さい竹ではないので。

引き続きの農業委員さんは覚えていらっしゃるかと思いますが、以前この方は3条で土地を手に入れました。荒れた状態なんですけど、福岡から次男が帰ってきて、「家も私がとろう。」という事で農地も復旧してやるという事でした。委員会では無理だろうと書いてい

ましたが、なぜかあの時は本人が委員会に来て、「復旧して耕作する。管理していきたい。」という事で、熱意もあるし放つといたら荒れたままですので、3条の許可を出してしまいました。本人は出来るところはやっております。

議 長

19号について、他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件 採決致します。

この案件、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定致します。

○日程 第7 「農用地利用集積計画（貸借権設定）」

(議案20～21号 2件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画（貸借権設定）について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画（貸借権設定）について、議案朗読説明。

議 長

議案20号ですが、質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この案件承認される委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案21号ですが質問があればお願いします。

委 員

機械関係はどうなっているのですか。

事 務 局

これから水稻を作りたいという状況の方です。機械については、中古で揃えて計画をされている状況と聞いています。兼業で調理師をされながら農業をされるそうです。

議 長

他に質問はいいですか。

それでは、この議案21号について承認される委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

○日程 第8 「農業振興地域整備計画変更について」

(箇所番号1～4番 6件)

議 長

日程 第8 農業振興地域整備計画変更について、6件あります。説明は農政課より致しますのでお願いします。

農 政 課

日程 第8 農業振興地域整備計画変更について、議案朗読説明。

議 長

説明が終わりましたので、箇所番号1番からいきます。
箇所番号1番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

この意見なしと付して答申して、委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号2の除外について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号2番について、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号3の除外について、質問・意見があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手)

5番 高田 英委員

隣地同意はついていますか。

議 長

農政課の説明があれば、お願いします。

農 政 課

とれています。

4番 坂本 成一委員

今まで、耕作出来るところを除外したことはありましたか。

農 政 課

今までないかと言われたら、あります。

4番 坂本 成一委員

まだ、耕作出来るのに山林化するとは。

農 政 課

家族の状況とかもありますからね。84歳で高齢ですから。

4番 坂本 成一委員

荒さんでいいところは、荒さんでいいんじゃないの。

11番 大塚 弘士委員

隣の農地の人を年齢を聞きたいんだけど。隣の農地が陰になってもいいとか、そこまで判断できる人かどうか、年齢がわかれば。

農 政 課

隣の人の年齢まではわからないのですが、同意はとれています。

11番 大塚 弘士委員

そうですか。

議 長

2474番1だけでも考え直していただきたい。

4番 坂本 成一委員

担当推進委員にお願いして、もう一回打診してもらってもいいんじゃないですか。

事 務 局

隣の人には一番先に言うでしょうが、そこはいい返答がなかったんだろうと思います。作り手がいるなら、その人に貸してもいいという状況があるかもしれないので、探してみるの悪い事ではないと思います。今回、農振を外すかどうかは外しても探せるというのはあると思います。推進委員さんに1回調査してもらって、その状況次第では貸し借りの方向に行くというの出来ないことはないと思います。坂本委員が言われるように手放しで山林にするのはどうかという主旨で、一度動いてみた方がいい農地であろうという事だと思います。

議 長

箇所番号3番については、2474番1以外は、意見無しと答申して良いですか。

(良いです。)

2474番1については、新たに耕作者を捜してもらおうと言う事で、そういう意見を答申したいと思います。いいですか。あとの3筆については、意見無しと答申してよいですか。

(はい。)

3号箇所については、そのように致します。

続きまして、箇所番号4の除外について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号4番について、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見を付して答申致します。

○その他

議 長

何かありませんか。

5番 高田 英委員

議案5号、空き地の農地を持った方は1245㎡の農地を持った訳なのですが、経営規模を拡大していく時には、当然下限面積（5反）要件も出てくるとの事によろしいですか。

事務局

そうです。

議長

他、ありませんか。

事務局

確認したいのですが、引き続き、耕作される方を見つける事はわかったのですが、今回除外はやむなしなのですが、耕作する方を見つける努力をするのか努力してみて結果が出るまで除外はすべきではないという意見について、どちらか教えてください。

議長

除外を保留しておきたい。

事務局

耕作者を捜す為に除外すべきではないとなるのか、除外やむなしだが耕作者を見つけておけばやむなしだが努力する。

5番 高田 英委員

農振の許可が出るまで半年かかる。ここでストップをかけて、どうしても耕作者がないという事になったら、申請者はまたそこから半年出来ないという事になるので、農振を外れても転用の許可をここでストップをかければ良い。

事務局

除外についてやむなしなのだが、引き続き耕作目的に利用すべき農地であるので、農業委員会も協力しながら耕作者を捜す努力をします、といった感じでよいですか。

委員

よいです。

1番 大津 雄司委員

これから農業をする上で外れるかも知れませんが、農家が減ってきている訳ですが、私達が50、60歳になった時に非常にやむなしに農地が虫食いのようになっている。基盤整備をしている所を死守しているのですが、現状は他の施策と言いますが、ここは絶対守るんだというようなところが箇所箇所であった方が、全部一緒くたんで地主の意向で決まっている様な感じがするので、農業者として危惧します。条件不利地にどんどん追いやられている様なイメージが農業者にあって、しかも耕作者が居なくなったら農地が無くなる。今、過剰にあり過ぎていてのを認識していて、非農地がそういう案件が出るのは当然だと思います。また、一種に近い様な農地も同じ様な扱いになっている様な現状を危惧するので、農業委員会でしっかり話し合って、農政課等に進言出来る様にと想うのですが。

議長

圃場整備田で、公共のお金が入っているからね。

委員

そんな農地であっても外れる可能性がある。農業者としては、安心して出来ない。

1番 大津 雄司 委員

市のスタンスとしては圃場整備田については、絶対農振を外さないというスタンスで行っていますので、それは無いと思います。

事務局

農地法とは、要件を満たすとどうしても認めざるをおえない法なので、市が独自で何処を守ってどうして行くというのは農振法しかないの、市の色を出すというのは。

1番 大津 雄司 委員

地主さんの意向と微妙に違いますよね。難しくなっていく。「ここで園芸したい」となった時、地主さんの意見が反映されるのでやりにくい。

事務局

例えば、園芸でまとまった土地の隣に「新規の園芸ハウスを入れたい」という時に、地主さんが「ダメだ」と言うなら、そこは出来ませんのでね。そういう所でまとめる事が難しくなる。さすがに所有者の意向を無視出来ないの、説得するなり努力する市の方も協力しないとならない。市がしっかり手をつけないような農地を整備して、一団のハウス団地を作るという方向性をする必要がある。その辺は、農業委員会からの意見として、農業会長から市長に進言する事が出来るます。

議長

皆さんで市長にお願いする様な事、進言と言うか、いつか計画しましょう。

他にその他で無いですか。

(ありません。)

無いようなので、会議を終わります。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 次男 縣
委員 二ノ宮 政広 縣